

厚生労働省「医療ソーシャルワーカー(MSW)に関する業務の移管予定について(事前周知)」に
対する経過報告

2024年10月15日付けで「医療ソーシャルワーカー(MSW)に関する業務の移管予定について(事前周知)」が厚生労働省健康・生活衛生局健康課及び医政局地域医療計画課より各自治体宛に発出されました。これにより現在、健康・生活衛生局が所掌している「医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修(国立保健医療科学院研修)」と「医療ソーシャルワーカー業務指針(厚生労働省健康局長通知平成14年11月29日健発第1129001号)」の所掌は、2025年4月から医政局へ移されることになりました。この件につきまして、理事会では協議を重ね、移管に関しての経過をまとめましたので報告致します。

この「所掌事務の移管」に関しては、2024年5月23日に厚生労働省健康・生活衛生局健康課保健指導室から当協会に連絡があり、2024年5月25日の第2回理事会で理事・監事間で情報共有を行いました。2024年6月4日には保健指導室の求めに応じて会長・副会長が同室へ往訪し、2025年4月から以下、①～③の理由により医政局地域医療計画課外来・在宅医療推進室へ所管を変更したいとの説明を受けました。理由は、①地域保健を中心事業としている「健康・生活衛生局健康課保健指導室」では、医療ソーシャルワーカーの業務の所掌が難しいと感じていること、②医療ソーシャルワーカーの多くが医療機関に所属している実態を勘案すれば、医療提供体制の検討を中心事業としている「医政局」が所掌することが適切と考えられること、③医政局地域医療計画課外来・在宅医療推進室へは、10年前から当協会より研修生を派遣しており関係も作られていること、というものでした。

当協会としては2024年6月6日に臨時理事会を開催し、「所掌事務の移管」の承諾について検討を行いました。時間的な制約や医療ソーシャルワーカーの歴史的な経緯などから継続審議を求める意見が多く(賛成5名、反対1名、保留14名)、賛否に関しては「保留」の結果となり、保健指導室へ結果を報告しました。しかし同室からは、本件は当協会と協議して決定するようなものではなく、厚生労働省内の事務分掌の変更の話であり、所掌変更の通告があったと理解してもらいたいとの回答がありました。すなわち決定事項としての通達であり、「所掌事務の移管」に関して当協会が同室と協議するには至りませんでした。一方で、医療職を管轄する医政局に所掌事務が変更されることになっても、「医療ソーシャルワーカーは福祉職であること」「基礎資格は社会福祉士とすること」という当協会が堅持する方針に影響がないことは同室に確認しています。

その後、2024年10月15日付けで自治体へ発出された「医療ソーシャルワーカー(MSW)に関する業務の移管予定について(事前周知)」では、医療ソーシャルワークに関する記述に当協会が認識している歴史的事実とは異なる箇所(…医療ソーシャルワークについては、地域保健法の前身である保健所法において「公共医療事業の向上及び増進に関する事項」として位置づけられ、当時の保健師(婦)が療養中の患者・家族の心理・社会的問題の解決、退院援助などの役割を担うこととされてきました…)があったことから、私たちの専門職アイデンティティに関わる問題として、根拠(1948年7月に発刊されたGHQ提供厚生省編纂「保健所運営指針」)を示して2025年1月16日に保健指導室へ訂正を要望し、1月27日には期限付きの文書による回答も求めました。しかし同室からは、「医療社会事業にかかる経緯は理解したが、当時保健師がその任を担ってきた事実もあり事務連絡文書を修正するには至らないと考えていること、発出した事務連絡は自治体へ宛てたものであり当協会は目にする立場に無いため修正を要望する立場には無いこと、当協会の意向は理解したので移管の際にはこのような懸念を引き起こさないよう医政局へ申し送ること」との回答をメールで受け取りました。

以上のような当協会としての対応を行ったことをご理解頂き、2025年4月から医療ソーシャルワーカーに関する業務の所掌は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課から医政局地域医療計画課に移管されますことを報告致します。

以上

2025年3月12日

会長 野口 百香